

# 指定（介護予防）訪問看護重要事項 説明書

## 【訪問看護ルグラン】【訪問看護ルグラン山鼻出張所】

〔TEL 011-814-5151〕

### 指定（介護予防）訪問看護重要事項説明書

【2025年2月1日現在】

ワンダーストレージ株

式会社

【訪問看護ルグラン】【訪問看護ルグラン山鼻出張所】

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条及び厚生省令第80号第5条に基づいて、契約を締結する前に事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

#### 1. 事業者概要

事業者名称	ワンダーストレージ株式会社
所在地	札幌市白石区南郷通1丁目北8番1号ディノス札幌白石ビル1階
代表者	代表取締役 佐藤 恵輔
電話番号	011-376-1790

#### 2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ルグラン	訪問看護ルグラン山鼻出張所
所在地	札幌市豊平区中の島2条7丁目4-5	札幌市中央区南25条西9丁目1番10号
管理者	玉川 由里江	
電話番号	011-814-5151	
メールアドレス	info@wonderstorage-h.jp	
介護保険事業所番号	0160591814	

### 3. 事業の目的と運営方針

#### 事業の目的：

・ワンダーストレージ株式会社が開設する指定訪問看護ステーション訪問看護ルグラン、訪問看護ルグラン山鼻出張所は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的としています。

また、医療保険訪問看護の実施にあたっては、健康保険法の趣旨に従い、かかりつけの医師の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的としています。

#### 運営方針：

・訪問看護ルグラン、訪問看護ルグラン山鼻出張所は、利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

・訪問看護ルグラン、訪問看護ルグラン山鼻出張所は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に医療保険訪問看護を行い、日常生活の充実に資するようにするとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。

・訪問看護ルグランは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。

・訪問看護の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. 職員体制及び職務の内容

#### 職員体制

管理者	1名
看護職員等	3名以上（山鼻出張所 1名以上）
理学療法士	1名

#### 職務の内容

管理者

- ・事業所の運営・管理
- ・指定訪問看護に係る利用者の管理及び従業員の管理
- ・指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整
- ・医療機関・居宅介護支援事業者との連携及び会議等への出席
- ・指定訪問看護業務の実施状況の把握と事業の運営
- ・従業員に対しての運営基準の指導・指揮命令
- ・介護給付費・医療療養費等の請求事務
- ・関係機関との通信連絡事務
- ・訪問看護事業における書類の確認及び保管・管理

看護師等

- ・訪問看護計画等に基づく指定訪問看護の実施
- ・利用者状態の把握と関係する医療機関・介護サービス事業所等との連携

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（12/30～1/3を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	24時間365日

※ 緊急時訪問看護加算、24時間対応体制加算同意利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

6. 通常の事業の実施地域

札幌市内全域

7. 提供するサービス

- （1）サービス提供にあたっては、要介護状態及び要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- （2）主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況、その置かれている環境等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
- （3）サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいよう説明します。なお、ご不明な点につきましては、担当訪問看護師又は管理者にご遠慮なく質問してください。
- （4）サービス提供にあたっては、（介護予防・医療保険）訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持・回復を図るよう適切に実施いたします。

- （５）提供した訪問看護に関しては、適切に訪問看護記録等に必要な事項を記載します。
- （６）訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- （７）当事業所は、主治医に対し、（介護予防・医療保険）訪問看護計画書及び（介護予防・医療保険）訪問看護報告書を提出します。
- （８）保険適用外訪問看護の提供にあたっては、別紙に定める保険適用外訪問看護実施要領に基づき、適切にサービスを提供します。

#### 8. 看護職員の禁止行為

看護職員は、サービス提供にあたって、次の行為は行いません。

- （１）利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- （２）利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- （３）利用者の同居家族に対するサービス提供
- （４）利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- （５）身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（生命や身体保護の為、緊急やむを得ない場合を除く）
- （６）その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

#### 9. 衛生管理

- （１）看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- （２）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 10. 記録等の管理

- （１）事業所は、指定訪問看護に係る計画書や記録等を、適切に管理・保管します。
- （２）利用者又は家族等は、事業所に対して保存されるサービス提供に係る記録等の開示を請求することができます。

#### 11. 利用料の支払について

契約者は、別紙に定める利用料金等を基に計算された月毎の合計金額を下記いず

れかの方法及び期限までにお支払ください。

- (1) 現金での支払い 翌月末日まで
- (2) 指定口座への振込み 翌月末日まで
- (3) 指定口座からの自動振替 毎月 5 日（前々月の利用料）

#### 1 2. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。
- (2) サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

#### 1 3. サービス実施時の留意事項

- (1) 定められた業務以外の禁止  
訪問看護サービスの利用にあたり、ご利用者は本書面に記載されているサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。
- (2) 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令  
訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問看護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。
- (3) 備品等の使用  
訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。

#### 1 4. 事故発生時における対応について

- (1) 事業所の従業者は、サービスの提供中に事故が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに管理者へ報告のうえ利用者の家族へ連絡を取り、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。
- (2) 管理者は、市区町村、利用者に係る介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。



## 指定（介護予防）訪問看護 重要事項説明書「別紙」

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。

苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その他の相談窓口

当事業所で解決できない苦情等は、他の介護事業者等に申し立てることができます。

介護（予防）サービス計画を作成した居宅介護支援事業所・地域包括支援センター

高齢者・障がい者生活あんしん支援センター（011-632-0550）

お住いの地域の各区役所介護保険・保健福祉・保険年金課

北海道国民健康保険団体連合会〔企画・苦情係〕（011-231-5175）

札幌市市役所介護保険課（011-211-2972）

### 17. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村等、関係機関に通報します。

### 18. 身分証の携行義務

訪問時、訪問看護師は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 19. 利用料金及び具体的なサービス内容（介護保険（介護予防）、医療保険、保険外）

「指定（介護予防）訪問看護重要事項説明書別紙」をご参照ください。

### 20. 第三者による評価の実施状況

実施しておりません。

指定（介護予防）訪問看護 重要事項説明書「別紙」

本書面の内容を証するため、本書2通を作成し、契約者、当事業所が記名又は署名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

年 月 日

訪問看護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

訪問看護ルグラン

訪問看護ルグラン山鼻出張所 (職位： )

印

私は、本書面に基づいて上記職員から訪問看護サービスについての重要事項について説明を受け、  
訪問看護の提供開始に同意しました。

契約者 印

代理人 印  
(続柄 )

指定（介護予防）訪問看護重要事項説明書「別紙」

2025年2月1日現在

○サービス内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・症状、心身の状況の観察と健康管理</li> <li>・清拭、洗髪等による清潔の保持</li> <li>・褥瘡の予防・処置、カテーテル等の管理</li> <li>・リハビリテーション</li> <li>・その他医師の指示による診療の補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターミナルケア（介護予防訪問看護での提供はありません。）</li> <li>・認知症患者の看護</li> <li>・療養生活や介護方法の指導・助言</li> <li>・食事、排泄等日常生活の世話</li> </ul>
--	--

○利用料金

●介護保険サービス利用の場合（下記の表は1回当たりの自己負担（1割負担）です。利用料金は負担割合証に記載された給付率によります。）

介護保険対象一割自己負担額	基本的な利用料	サービス提供時間		利用料金（ ）は准看護師の場合
		20分未満の場合		321円（289円）
		20分以上30分未満の場合		481円（433円）
		30分以上60分未満の場合		841円（756円）
		60分以上90分未満の場合		1,152円（1,036円）
		理学療法士等による訪問1日20分		301円
		1日40分		542円
	1日60分		813円	
	その他の利用料	サービス種別	金額	備考
		初回加算（Ⅰ）※退院日	358円	月額（初回利用月）
		初回加算（Ⅱ）※退院日以外	307円	月額（初回利用月）
		緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	613円	月額※看護業務の負担軽減体制あり
		緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	586円	月額
		退院時共同指導加算	613円	退院（所）につき1回又は2回、初回加算と併算定不可
		特別管理加算（Ⅰ）	511円	月額（特別な管理が必要な利用者に対して）
特別管理加算（Ⅱ）	256円			
夜間加算・早朝加算	25%増	夜間（午後6時～午後10時まで）/早朝（午前6時～午前8時まで）		

指定（介護予防）訪問看護 重要事項説明書「別紙」

	深夜加算		50%増	深夜(午後 10 時～午前 6 時まで)
	複数名訪問加算 (I)	(30分未満)	260 円	両名とも看護師の場合
		(30分以上)	411 円	
	複数名訪問加算 (II)	(30分未満)	206 円	一人が看護師等同時に訪問する一人が看護補助者の場合
		(30分以上)	324 円	
ターミナルケア加算		2,553 円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	
介護保険 介護予防 医療保険 保険適用外（自費） サービス 自己負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の事業の実施地域（札幌市内）外へ出向いての訪問看護、通常の事業の実施地域を越えてから、片道 1 kmあたり 20 円になります。</li> <li>・ご希望によりエンゼルケアを実施します。お清め料と衛生物品材料費として 5,000 円になります。</li> <li>・主治医が必要と認めた保険適用外の指示のある医療行為、病院受診の診察時の同行や付き添い、入退院支援、その他の外出、利用者宅においての見守り支援などは全額自費サービスになり、1回 5 分以内毎日訪問は月額 8,000 円、臨時等での訪問 1 回あたり 5 分以内は 300 円、1回 15 分以内毎日訪問は月額 25,000 円、臨時等での訪問 1 回あたり 15 分以内は 1,000 円、1回 30 分以内毎日訪問は月額 50,000 円、臨時等での訪問 1 回あたり 30 分以内は 2,500 円、臨時等での訪問 1 回あたり 60 分以内は 5,000 円、臨時等での訪問 1 回あたり 90 分以内は 8,000 円となります。（「保険適用外サービス利用の場合」を参照）</li> <li>・上記以外のサービスについては、随時ご相談してください。</li> </ul>			

※介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者のご負担となります。

※同一建物減算（集合住宅減算）

減算の種類	単位数
同一敷地内建物等以外の同一建物で、1 月あたりの利用者が 20 人以上居住する建物の場合	90/100
同一敷地内建物等(下記の場合を除く)	90/100

同一敷地内建物等で1月あたりの利用者が50人以上居住する建物の場合	85/100
-----------------------------------	--------

●介護予防サービス利用の場合（下記の表は1回当たりの自己負担（1割負担）です。利用料金は負担割合証に記載された給付率によります。）

介護予防対象1割自己負担額	基本的な利用料	サービス提供時間		利用料金（ ）は准看護師の場合
		20分未満の場合		310円（279円）
		20分以上30分未満の場合		461円（415円）
		30分以上60分未満の場合		811円（730円）
		60分以上90分未満の場合		1,113円（1002円）
		理学療法士等による訪問1日20分		290円
		1日40分		290円
	1日60分		435円	
	その他の利用料	サービス種別	金額	備考
		初回加算（Ⅰ）※退院日	358円	月額（初回利用月）
		初回加算（Ⅱ）※退院日以外	307円	月額（初回利用月）
		緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	613円	月額※看護業務の負担軽減体制あり
		緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	586円	月額
		退院時共同指導加算	613円	退院（所）につき1回又は2回、初回加算と併算定不可
		特別管理加算（Ⅰ）	511円	月額（特別な管理が必要な利用者に対して）
		特別管理加算（Ⅱ）	256円	
		夜間加算・早朝加算	25%増	夜間（午後6時～午後10時まで）/早朝（午前6時～午前8時まで）
		深夜加算	50%増	深夜（午後10時～午前6時まで）
		複数名訪問加算（Ⅰ）	(30分未満)	260円
(30分以上)			411円	
複数名訪問加算（Ⅱ）	(30分未満)	206円	一人が看護師等同時に訪問する一人が看護補助者の場合	
	(30分以上)	324円		

●医療保険サービス利用の場合（利用料金は保険証等に記載された給付率によります。）

サービス種別		利用料金（ ）は准看護師の場合	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）イ	週3日まで	5,550円	
	週4日以降	6,550円	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）ロ	週3日まで	5,050円	
	週4日以降	6,050円	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）ハ		12,850円	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）ニ	週3日まで	5,550円	
	週4日以降	5,550円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ	同一日に2人まで週3日目まで	5,550円	
	同一日に2人まで週4日以降	6,550円	
	同一日に3人以上週3日目まで	2,780円	
	同一日に3人以上週4日目以降	3,280円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ	同一日に2人まで週3日目まで	5,050円	
	同一日に2人まで週4日以降	6,050円	
	同一日に3人以上週3日目まで	2,530円	
	同一日に3人以上週4日目以降	3,030円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ハ		12,850円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ニ	同一日に2人まで週3日目まで	5,550円	
	同一日に2人まで週4日以降	5,550円	
	同一日に3人以上週3日目まで	2,780円	
	同一日に3人以上週4日目以降	2,780円	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）		8,500円	
管理療養費	月の初回の訪問日	機能強化型以外	7,670円
		機能強化型1	13,230円
		機能強化型2	10,030円
		機能強化型3	8,700円
	月の2日目以降の訪問日	訪問看護管理療養費1	3,000円
		訪問看護管理療養費2	2,500円
24時間対応体制加算	※看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800円	
	※上記以外の場合	6,520円	

医療保険対象自己負担額

特別管理加算		2,500 円/月
	重症度等の高い利用者の場合	5,000 円/月
退院時共同指導加算		8,000 円/回
特別管理指導加算		2,000 円/回
退院支援指導加算	※厚生労働省が定める長時間の訪問の場合	8,400 円/回
	※上記以外の場合	6,000 円/回
在宅患者連携指導加算		3,000 円/月
ターミナルケア療養費 1		25,000 円
ターミナルケア療養費 2		10,000 円
夜間訪問看護加算(午後 6 時～午後 10 時まで) 早朝訪問看護加算(午前 6 時～午前 8 時まで)		2,100 円
深夜訪問看護加算(午後 10 時～午前 6 時まで)		4,200 円
難病等複数回訪問加算 1 日に 2 回訪問した場合	2 人以下	4,500 円/1 日
	3 人以上	4,000 円/1 日
難病等複数回訪問加算 1 日に 3 回訪問した場合	2 人以下	8,000 円/1 日
	3 人以上	7,200 円/1 日
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2,650 円/日
	月 15 日目以降	2,000 円/日
長時間訪問看護加算		5,200 円/日
複数名訪問看護加算 (訪問する職員の職種により料金が異なります)		4,500 円 / 3,800 円 / 3,000 円
訪問看護情報提供療養費 1・2・3 (1 月につき)		1,500 円

※その他適応となる加算については、適時説明・同意をいただきます。

※同一建物居住者の基本療養費

基本療養費の種類	対象人数・回数・提供時間	算定料
訪問看護基本療養費(Ⅱ)イ	同一日に 2 人・週 3 日目まで	5,550 円/1 日
	同一日に 2 人・週 4 日目以降	6,550 円/1 日
	同一日に 3 人以上・週 3 日目まで	2,780 円/1 日
	同一日に 3 人以上・週 4 日目以降	3,280 円/1 日

訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ	同一日に2人・週3日目まで	5,050円/1日
	同一日に2人・週4日目以降	6,050円/1日
	同一日に3人以上・週3日目まで	2,530円/1日
	同一日に3人以上・週4日目以降	3,030円/1日

### 保険適用外訪問看護実施要領

#### （目的）

この要領は、ワンダーストレージ株式会社が開設する指定訪問看護ステーション訪問看護ルグラン、訪問看護ルグラン山鼻出張所が定める運営規程に基づく事業を実施するにあたり、保険適用外訪問看護（介護保険法の規定による（居宅・介護予防）サービス介護給付費の支給、又は健康保険法の規定による訪問看護療養費の支給（以下「保険給付」という。）が適用されない訪問看護等をいう。以下同じ。）を提供する必要がある場合の適正な取り扱いを確保することを目的とする。

#### （運営規程の準用）

この要領で特に定めるもののほか、保険適用外訪問看護の提供にあたっては、運営規程の定めを準用する。

#### （保険適用外訪問看護の提供）

保険適用外訪問看護は、次の場合に提供する。

- （1）健康保険法の保険給付による訪問看護を利用している者が、その保険給付を超える訪問看護の利用を希望した場合
- （2）居宅以外の場所で訪問看護の利用を希望した場合
- （3）保険給付が適用されないサービスの提供を希望した場合

#### （サービスの内容）

保険適用外訪問看護のサービスの内容は、運営規程第8条各号に定めるものを含め、次のとおりとする。

- (1) 主治医が必要と認めた保険適用外の指示のある医療行為
- (2) 病院受診の診察時の同行や付き添い、入退院支援、その他の外出
- (3) 利用者宅においての見守り支援
- (4) エンゼルケア

(契約の締結等)

1. 保険適用外訪問看護の提供にあたっては、訪問看護の利用契約を締結する。
2. すでに訪問看護利用契約を締結している場合であって、現に提供しているサービスに加えて保険適用外訪問看護を提供する場合は、新たに「保険適用外訪問看護同意書」を取得し、契約書に添付する。
3. 死後の処置の希望があった場合には、「保険適用外訪問看護同意書」は不要とする。

(医師に指示及び報告)

1. 保険適用外訪問看護の開始にあたり、保健師助産師看護師法に基づき「療養上の世話」「診療の補助」等については、医師から保険適用外訪問看護指示書の交付を受ける。
2. 自宅以外で訪問看護を提供する場合は、医師に了解を得る。
3. 同訪問看護を実施した後は、医師にその結果を報告する。
4. 保険適用外訪問看護指示書の有効期限は指示期間内とする。ただし、指示期間の記載がない場合は、発行日から6か月間とする。

(看護計画の作成、交付及び看護記録の作成)

1. 保険適用外訪問看護の実施に際しては、状況に応じて訪問看護計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明の上交付する。
2. 同訪問看護を実施した後は、訪問看護記録を作成し保管する。
3. 同訪問看護に係る記録等の保管期限は、その完結の日から5年間とする。

付則

この要領は、2023年5月1日から施行する。

この要領は、2024年12月10日から施行する。

この要領は、2025年2月1日から施行する。

●保険適用外サービス利用の場合

消費税課税・全額自己負担	保険適用外訪問看護	サービス提供時間（8：00～18：00）	利用料金
		5分未満の場合	300円/回 8,000円/月
		15分未満の場合	1,000円/回 25,000円/月
		30分未満の場合	2,500円/回 50,000円/月
		60分未満の場合	5,000円/回
		90分未満の場合	8,000円
		上記訪問看護を居宅以外で実施する場合	利用料金
		訪問看護師の交通費及び宿泊費	実費負担
		エンゼルケア	利用料金
		お清め料と衛生物品材料費として	5,000円

# 訪問看護ルグラン

## 訪問看護ルグラン山鼻出張所

### 緊急時連絡先

利用者氏名： \_\_\_\_\_ 様

24時間365日、いつでも連絡先に

#### ●連絡先●

011-814-5151

緊急時にご利用してください。

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条7丁目4-5

訪問看護ルグラン

〒064-0925 札幌市中央区南25条西9丁目1番10号

訪問看護ルグラン山鼻出張所